

(1日本史Bプリント 2-2)

## 第2章 3.平城京の時代 a、遣唐使(教p37~38 図p50)

①中国…[1 隋]にかわり、618年[2 唐]が大帝国を樹立

朝鮮半島…676年[3 新羅]が唐の力を借りて統一を実現。

中国東北部…698年[4 高句麗]の遺民などが[5 渤海]をたてる。

③8世紀以後定期的に[6 遣唐使]を派遣、唐との国交を回復

・第一回は 630年犬上御田歎(~632)一時中断。

(663年[7 白村江]の戦いで関係緊張)

702年以降、ほぼ[8 20]年に1回。奈良時代[9 6]回

・普通は[10 4]隻[11 500]人におよぶ大使節団で渡航→多くの[12 遭難者]をだす



中国文化の吸収→留学生・僧([13 吉備真備][14 玄昉]ら)は重要な役割を果たす

④[15 新羅]と使節の往来→16 新羅を従属国として扱おうとし 対立しばしば緊張  
→遣唐使は危険な[17 南路]を利用

⑤[18 渤海]と、頻りに使節を交換

## b、平城京と地方社会 (教p38~40 図p51・52)

①[19 710]710年、都を[20 平城京]に遷都(元明天皇、[21 藤原京]から)

→以後の80年あまりを[22 奈良]時代

平城京=唐の[23 長安]にならった本格的な都城。基盤の目状に区画([24 条坊]制)

北部中央に[25 平城宮]がおかれ、多くの官庁がおかれる

[26 薬師]寺や[27 大安]寺などを飛鳥地方から移築。のち[28 東大寺]なども建立

官営の市(東市・西市)を置き、[29 市司]に監督させる。人口、約[30 10万]人

②貨幣の鑄造…最古のものは[31 富本銭](683)

以後、[32 和同開珎]など、10世紀までに12種類の銅銭([33 皇朝十二銭])を鑄造

実際の商品交換は[34 稻][35 布]など物品による

→貨幣は造営の[36 支給銭]などで用いる。[37 蓄銭叙位令]をだし貨幣の流通を奨励

③地方支配

道路網(官道)の整備=一定の規格・直線的な道路を整備。[38 駅家]を16km ごとにおく(駅制)

地方行政の中心=[39 国府]…政庁や役所・倉庫など、のちに[40 国分寺]も

④支配地の拡大

・東北地方の[41 蝦夷]を攻撃

647ごろ 日本海側に[42 淳足柵]・[43 磐舟柵]を置く

658ごろ [44 阿倍比羅夫]の攻撃→日本海を北上、秋田付近へ

712年 日本海側に[45 出羽]出羽を置く、

724年 太平洋側に[46 多賀]城を築き、[47 陸奥]の国府とし、鎮守府を設置

・九州南部の[48 隼人]を服属させ(大隅国をおく)、南西諸島の一部も服属させる。

## c、民衆と土地政策

①律令制下の農民…[49 墾穴]式住居→平地式[50 掘立柱]住居へ 衣料品…[51 麻布]が中心  
婚姻=[52 妻問婚]や婿入婚・嫁入婚など。一般民衆の中では[53 女性]の発言権強い

②農民の生活…[54 口分田]を耕作→55 租調庸などを負担

[56 公田]や[57 寺社]・大貴族の土地を借りて耕作([58 賃租])

→収穫の59 1/5程度を<sup>てんちゅう</sup>使用量([60 地子])として納める

庸・調・雑徭・兵士役・[61 運脚]・[62 公出挙]の増額などの負担、虫害・疾病などで飢饉が日常化

③政府の対策

722年 [63 百万町歩開墾計画]…田地の拡大、土地開墾の奨励

723年 [64 三世一身]法=65 開墾者による一定期間の墾田の保有を認める

(養老七年(※[66 723]年)四月)辛亥、太政官奏すらく、「頃者百姓漸く多くして、田池[67 窄狭]なり。望み請ふらくは、天下に勸め課せて、田疇を開闢かしめん。其の新たに溝池を造り、開墾を営む者有らば、多少を限らず、給ひて[68 三世]に伝へしめん。若し旧き溝池を逐はば、其の[69 一身]に給せん。」と。

743年 [70 墾田永年私財]法=71 開墾した土地の永久私有を認める

→[72 公地公民]の原則破棄

(天平十五年(※[73 743]年)五月)乙丑、詔して曰く、「聞くならく、[74 墾田]は養老七年の格(=[75 三世一身法])に依りて、限満つるの後、例に依りて収授す。是に由りて農夫怠惰して、開ける地復た荒る、と。今より以後、任に[76 私財]と為し、[77 三世一身]を論ずること無く、咸悉く<sup>みなことごとく</sup>に永年取る莫れ。」

④貴族、寺院、地方豪族による[78 墾田]開発、周辺農民や浮浪民を使役

= 広大な私有地を獲得(墾田地系荘園=[79 初期荘園]成立)

⑤農民=80 富裕になるものと貧困化するものとが現れてくる。

717年5月17日、朝廷の命令は以下のとおり。「全国の人民は、本籍地を離れ(=[81 浮浪])、課役をさげ、上級官僚に仕えて、あるものはその[82 従者]となり、あるものは正式な僧侶となることを望む。上級官僚たちは本籍地の役所を通さずに私的に使役したり、国司郡司に頼み人民を個人的に駆使するようになっている。こうして(人民は)本籍から離れて流浪のまま過ごし、本籍のある地に帰らない。もしこのようなものをかくまうものがあれば、律令の定めに従って処罰せよ。」(『続日本記』、原漢文 P 45の史料より)

貧困化した農民→口分田を捨てて戸籍に登録した地を離れて他国を[83 浮浪]したり、都の造営現場から[84 逃亡]して、[85 地方豪族]のもとに身をよせる。

有力農民→経営拡大をめざし浮浪したり、勝手に僧([86 私度僧])になったり、貴族の従者になったりする。

⑥8世紀末の状況…庸調の[87 墾田]や[88 墾田]、兵士の[89 無力]化がすすむ